



2020年2月12日

各 位

会 社 名 岡部株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 廣渡 眞  
(コード番号 5959 東証第1部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理部門管掌  
細道 靖  
(TEL. 03-3624-5119)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月26日開催予定の第77回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、定款変更案のとおり第33条（剰余金の配当および自己の株式の取得等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）を削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年3月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2021年3月26日（予定）

以上

【別紙】

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)  <u>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 8 条～第 32 条(条文省略)</p>	<p>第 7 条～第 31 条(現行どおり)</p>
<p>第五章 計 算            (事業年度)            第 33 条(条文省略)</p>	<p>第五章 計 算            (事業年度)            第 32 条(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当および自己の株式の取得等の決定機関)</u>  <u>第 33 条 当社は、剰余金の配当および自己の株式の取得等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日)  <u>第 34 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 12 月 31 日を基準日として剰余金の配当(以下「期末配当」という。)をする。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)  <u>第 34 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</u>  <u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当)  <u>第 35 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 6 月 30 日を基準日として会社法第 454 条第 5 項の規定による中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(除斥期間)            第 36 条(条文省略)</p>	<p>(除斥期間)            第 35 条(現行どおり)</p>